

## 豊洲市場への移転延期に伴う 法人税・所得税の取扱い（Q & A）

### 【減価償却（法人税・所得税）と評価損（法人税）】

問 1 法人事業者（又は個人事業者）が豊洲市場に設置した固定資産について、減価償却費（又は評価損）を損金（又は必要経費）に算入できるか。

答) (1) 減価償却費（法人税・所得税）

法人事業者（又は個人事業者）の有する固定資産が事業の用に供されている場合には、減価償却費を損金（又は必要経費）に算入することができます。事業の用に供されているかどうかは、例えば、通電することにより大型冷蔵庫の冷蔵する機能を発揮している状態にある場合には、その大型冷蔵庫を本来の目的のために使用していると認められますので、事業の用に供されていることとなります。

（注） 損金算入するためには、償却費として損金経理が必要となります。その固定資産が事業の用に供されていない場合には、減価償却費を損金（又は必要経費）に算入することはできません。

(2) 評価損（法人税）

法人事業者が豊洲市場に設置した固定資産で事業の用に供されていないものであっても、移転延期に伴い価値が減耗したことにより、事業年度終了の日における価額（時価）が帳簿価額を下回る場合には、東京都の補償基準に従って計算される価値減耗相当額を評価損として損金算入することができます。

（注） 損金算入するためには、評価損の損金経理が必要となります。

なお、個人事業者については評価損の規定がありませんので、評価損を必要経費に算入することはできませんが、支払を受ける補償金について非課税規定の適用を受けることができます。詳しくは問 3 をご確認ください。減価償却費と評価損の適用関係については、下図のとおりとなります。

### 【減価償却費と評価損の取扱い】

納税者 固定資産の状況	法人	個人
通電しているものなど、その固定資産の属性に従って、本来の目的のために使用を開始しているもの	減価償却費として損金（又は必要経費）への算入が可 （注）納税者が選択している償却方法により計上	
上記以外のもの	固定資産評価損として価値減耗相当額の損金算入が可	固定資産評価損として価値減耗相当額を必要経費に算入することは不可。ただし、受領する補償金は非課税（問 3 へ）

### 【補償金（法人税）】

問2 法人事業者が、東京都から豊洲市場の移転延期に伴う補償金を受領した場合、補償金の課税関係はどのようになるか。

答) 法人事業者が受領する補償金については、その支払を受けることが確定した日（今回の場合は、補償金の交付決定通知日）の属する事業年度の益金の額に算入することとなります。

### 【補償金（所得税）】

問3 個人事業者が、東京都から豊洲市場の移転延期に伴う補償金を受領した場合、補償金の課税関係はどのようになるか。

答) 今回の補償金は、移転延期に伴う財産的損害を補填するものであることから、個人事業者が受領する補償金は、原則として、所得税法上の非課税所得に該当します。

ただし、豊洲市場に設置した設備のうち事業の用に供していると認められるものは、法人事業者と同様に必要経費として減価償却費が認められますので、減価償却費として必要経費に算入される金額を補填するための補償金は、非課税所得に該当しないこととなり、補償金の額をその支払を受けることが確定した日（今回の場合は、補償金の交付決定通知日）の属する年分の収入金額に算入することとなります。

◎ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。